

高志の国文学館指定管理者

業務仕様書

令和6年8月

富山県生活環境文化部文化振興室

高志の国文学館の管理に係る業務仕様書

高志の国文学館の指定管理者が行う業務内容及び範囲等はこの仕様書による。

1 管理運営の基本的な考え方

高志の国文学館条例（以下「条例」という。）及び募集要項等に示した設置目的や管理運営方針をふまえ、次の点に留意して施設を管理、運営することとする。

- (1) 公の施設及び教育機関であることを念頭において、施設の利用に関し、公平性を確保すること。
- (2) 利用者の意見を管理に反映させ、利用者の満足度を高めること。
- (3) 効率的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- (4) 事業計画書に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
- (5) 文学館の調査研究・展示・教育普及活動等が円滑に実施されるよう、文学館の責任者である館長の指示に従うとともに、学芸部門との連絡等を緊密に行うこと。
- (6) 近隣住民や文学館友の会やボランティア等の関係団体、その他関係機関との良好な関係を維持すること。
- (7) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (8) ごみの削減、省エネルギー、二酸化炭素削減等環境に配慮した運営を行うこと。

2 業務内容

指定管理者は、施設等の機能と環境を良好に維持し、サービスの提供が常に円滑に行われるように、施設等の日常点検、保守管理業務を行うこと。なお、業務の詳細は、以下の(1)～(3)及び別紙「管理運営業務の内容一覧」のとおりとする。

また、指定管理者募集の際に、県が申請者に提案を求め、それに対し提案された事業を行うこと。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

文学館の運営に支障をきたさないよう、施設・設備の管理を行い、破損又は不具合等が発生したときは、速やかに県に報告すること。なお、法令等で定められている場合を除き、業務仕様書に記載している頻度や実施方法、配置人数等は、指定管理者の判断で実施することができる。

(2) 研修室及び附属設備の専用使用の承認並びに観覧料・施設使用料の徴収に関する業務

高志の国文学館条例及び同条例施行規則に定める観覧料及び施設使用料を徴収し、県が指定する期日までに県に納付すること。

- ・ 研修室及び附属設備の専用使用の承認（研修室等の使用申込については、県が導入する予約システムに対応すること。）
- ・ 観覧料及び施設使用料の徴収（観覧料についてはクレジットカード等による支払いに対応すること）
- ・ 徴収した観覧料及び施設使用料についての必要な帳簿の作成
- ・ 観覧料の減免についての必要な書類の作成

なお、展覧会の主催が県とマスコミで構成する実行委員会の場合は、実行委員会に観覧料を納付すること。

(3) 施設の利用促進、広報、その他施設の管理に必要と認められる業務

- ① 来館者に対し、親切丁寧な対応を心掛けるなど、常にサービスの向上に努めること。
- ② 要望や苦情、トラブル等が発生した場合は、学芸部門と迅速かつ適切に処理し、その内容及び処理状況を速やかに県に報告すること。

③学芸部門と連携を図りながら、広報や来館者の確保のための事業を実施すること。なお、富山県民会館や富山県教育文化会館と連携して実施するよう努めること。

- ・文学館が開催する企画展の前売券の販売
- ・文学館の受付・監視業務
- ・文学館のミュージアムショップの運営・管理
- ・文学館の広報業務
- ・入館者の利用促進事業

④文学館の事業との連絡調整

⑤文学館の運営に支障をきたさないよう、必要な物品（新聞を含み、備品を除く。）を適宜購入・管理し、必要に応じて随時更新すること。

3 資格者の配置

指定管理者は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから、施設の管理運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し施設に配置すること。ただし、甲種防火管理者については、再委託してはならないこと。

なお、施設の配置が必要とされる者は、次のとおりとする。

- ・甲種防火管理者
- ・電気主任技術者
- ・建築物環境衛生技術者

4 職員配置

- (1) 指定管理者の業務実施及び学芸部門との連絡調整のため、開館時間内は責任をもって対応できる事務局職員を1名以上常駐させること。
- (2) 各種業務における責任体制を確立すること。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

5 危機管理対策

- (1) 自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急・非常・不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に連絡すること。
- (2) 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。また、消防署等からの指摘があった場合には、直ちに改善措置を講じること。
- (3) 施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。

6 自主事業

指定管理者は、県民サービスの向上及び施設の利用促進のため、施設の設置目的に反しない限りにおいて、各種事業を実施することができる。

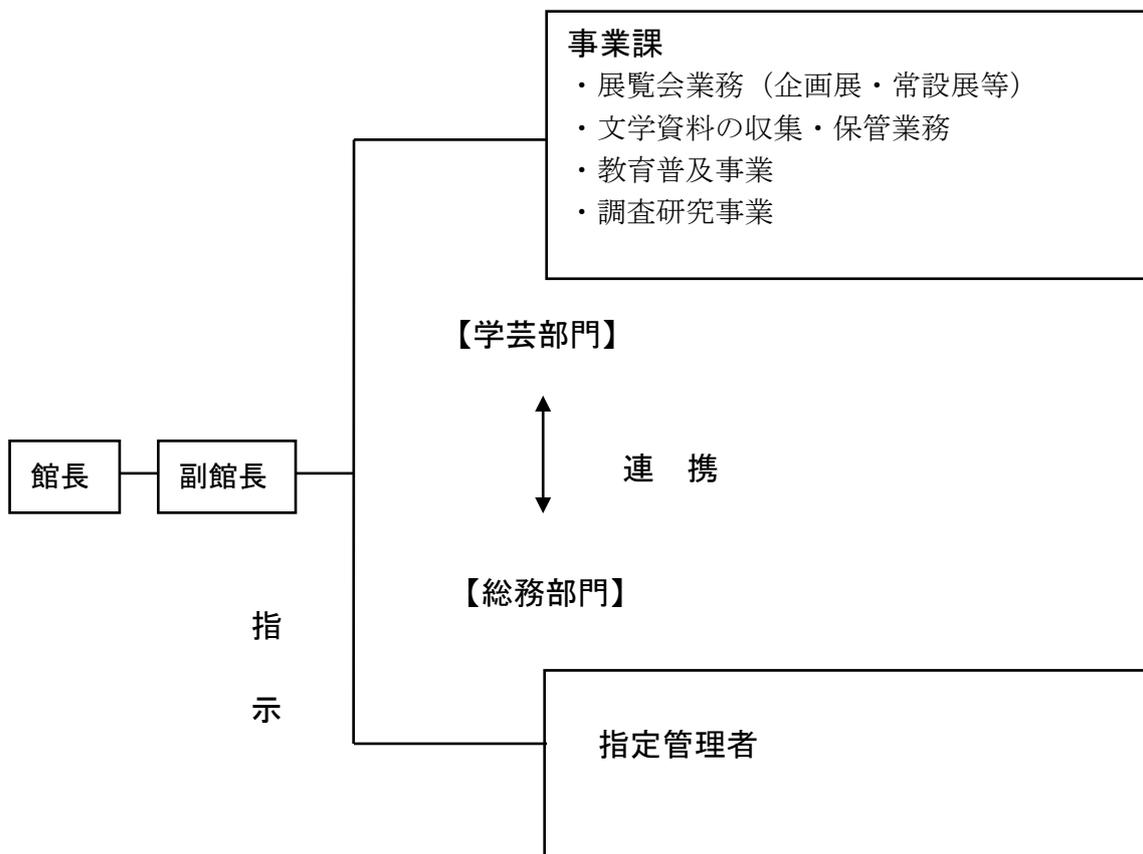
7 その他

業務運営に当たっての留意事項は以下のとおりです。

- ・文学館が円滑に運営できるよう、県と常に密接な連絡、調整、相談を行うこと。
- ・公平な運営を行い、特定の団体等に有利又は不利になる運営は行わないこと。
- ・行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収は県が行う。
- ・行政財産の目的外使用の許可部分の光熱水費は、指定管理料に含まれていないので、

指定管理者は電力会社等からの請求（館全体に係る分）を一括して支払った後、個別メーターにより行政財産の目的外使用の許可部分の費用を別途使用者から徴収すること。指定管理者の県への光熱水費報告の際にはこの部分の光熱水費を除く額を報告すること。

(参考) 高志の国文学館の組織



(別紙) 管理運営業務の内容一覧

業務内容		仕様・条件	備考
施設維持管理業務	施設修繕	1件100万円未満の修繕は、上限額の範囲内で指定管理者が実施	100万円以上は県
	建築物環境衛生管理業務	法定点検(空気環境測定、水質検査、貯水槽清掃、害虫防除等)	(仕様書1)
	警備、駐車場整理、除雪業務	常駐・巡回・機械警備、駐車場等管理整理、駐車場等除雪	(仕様書2)
	清掃業務	日常清掃(毎日)、定期清掃(月1回)、ガラス清掃(年2回)等	(仕様書3)
	植栽管理業務	樹木管理工、雪囲い工、芝生管理工	(仕様書4)
	廃棄物搬出業務	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(古紙、空き缶)の回収処理	(仕様書5)
設備機器維持管理業務	自動昇降機保守点検業務	定期点検月1回、臨時点検	(仕様書6)
	自動ドア保守点検業務	定期点検年4回、臨時点検	(仕様書7)
	空調設備機器保守点検業務	有資格者(電気工事士等)による点検	(仕様書8)
	自家用電気工作物保安業務	電気事業法、電気事業法施行規則に基づく維持管理	(仕様書9)
	消防用設備保守点検業務	消防法、同施行令及び施行規則に基づく点検	(仕様書10)
	監視カメラ設備保守点検業務	定期点検年2回、臨時点検	(仕様書11)
	融雪装置維持管理業務	融雪ノズルの調整、制御盤の点検、総合動作点検	(仕様書12)
	展示設備保守業務	展示装置の点検、動作点検、調整	(仕様書13)
	排気脱臭システム保守点検業務	レストラン専用の排気脱臭システムの保守点検業務(年2回程度)	(仕様書14)
	駐車場料金システム保守業務	有料駐車場運用のための駐車料金管制システム一式の保守点検業務	(仕様書15)
	車両管理業務	文学館で使用する車両(普通乗用車ライトバン1台)のリース、管理	
使用料徴収	当日窓口徴収	観覧料の窓口徴収、記録簿の作成等	
	前売券等	前売券の販売、料金徴収	
	研修室等	研修室、和室の使用申込受付、料金徴収	
	収納	使用料の収納 県等へ納付	
文化事業	総合受付、カウンター業務	入館者の受付案内、観覧券の発行、ショップ等(2名程度配置)	(仕様書16)
	企画展受付監視	企画展の受付、入館者の状況把握、企画展示室の監視等(2名程度)	305日開館(R5)
	常設展示室受付監視	常設展の受付、入館者の状況把握、常設展示室の監視等(2名程度)	
	ライブラリーコーナー監視	閲覧物品の整理、監視、問合せ等への対応等	
	前売券販売促進	前売券の販売営業(前売券販売契約)、プレイガイド等への配布・回収手数料の支払い	
	文学館広報	新聞・テレビ・雑誌等のPR広告、館概要リーフレット作成・配布等	学芸部門と要協議
文化事業に係る消耗品の支払業務	テープカッター式、案内看板、文学館封筒等、文化事業に係る消耗品の支払	学芸部門と要協議	
来館	見学者案内	見学日程等を学芸部門と調整のうえ案内	
	苦情対応	施設管理に関する苦情対応	
財産管理	財産(借上財産含む)	敷地、建物、工作物等の管理	
	設備・備品	館が所有する設備・備品(学芸部門が管理する収蔵資料を除く)の管理	
	事務用機器リース	コピー機、事務用パソコン	
文書事務	文書管理	会計、その他書類の整理保管	
	文書收受発送	收受文書・郵便物等の仕分け、文書、郵便物の発送	保存年限は県に準ずる
	照会回答	各種届出、照会に対する回答	
安全	防災管理	甲種防火管理者の配置、消防計画の作成、届出、訓練の実施等	
	危機管理	火事、事故、事件、災害発生時の対応(マニュアル作成含む)	
その他	施設管理業務の支払	光熱水費の算出・報告・支払、通信運搬費、役員費等の各種支払 学芸部門の運営に必要な物品(切手、消耗品等)の購入、管理及び支払	学芸部門と要協議
	資財庫の管理	図録及び消耗品などの資財管理	
	統計処理	観覧者数及び減免等に関する資料の作成	
	保険加入	施設賠償責任保険、来館者傷害保険等への加入	(仕様書17)
	連絡調整	県、学芸部門及び関係機関との連絡調整	
	その他	施設の運営に必要な業務、友の会、実行委員会の協力	

※仕様書に記載した実施回数や配置人数は目安であり、施設の実態に応じて指定管理者で調整が可能です(法定検査を除く)。

建築物環境衛生管理等業務仕様書

1 建築物環境衛生管理技術者の届出

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号（以下「法」という。））に規定する建築物環境衛生管理技術者1名を選任すること。

2 業務の概要

(1) 法第4条に規定する建築物環境衛生管理基準に係る業務の監督及び建築物の環境衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 法施行規則（昭和49年厚生省令第10号）に定められた次の業務を行うこと。

①空気環境の測定（2ヶ月以内毎に1回程度）

測定位置は、指定する室の中央床上75～120cmの間及び外気取入口前とする。

測定地点は、8ポイントとする。

②害虫、ねずみ等の防除（最低年2回、発見次第その都度）

下記の箇所において、害虫等の発生場所、生息場所、進入経路、被害状況等についての統一的調査を定期的に行い、その結果に基づき防除等の必要な措置を行うこと。また、その措置による効果の測定調査を行うこと。

なお、防除用の殺鼠剤、殺虫剤は医薬品又は医薬部外品を用いること。

場所 事務室、館長室、応接室、湯沸室、ライブラリー、常設展示室、企画展示室、研究室、一時保管庫、親子スペース、主廊下、来館者用トイレ、研修室、前室（2F）

※レストランについては年6回実施すること。

③鳩、カラス等の巢の防除（発見次第その都度）

屋根や屋上に忌避剤の設置等により、営巢の防除を行うこと。

3 その他

(1) 前業務を実施後、その結果を報告するとともに富山市への報告、申請について、関係書類を提出すること。

(2) 業務の実施に要する測定機器等を負担すること。

警備及び駐車場等整理、駐車場等除雪業務仕様書

I 館内等警備業務

1 業務の方法

警備計画書に基づく常駐警備、巡回警備、機械警備を行い、施設にかかる火災、盗難、防犯及び不良行為を予防し、かつ、生命及び財産の安全を保持すること

2 業務の内容

(1) 常駐警備、巡回警備

- ① 9時～18時（9時間） 1ポスト常駐警備（基本配置）
- ② 8時30分～17時30分（9時間） 1ポスト常駐警備（基本配置）
- ③ 18時～翌朝9時（15時間） 1ポスト常駐警備（基本配置）

ただし、原則として、午後10時から午後11時まで休憩時間、午前0時から午前5時まで仮眠時間とする。

(2) 機械警備

アラームシステム（機械警報方式）による警備併用

- ①【展示部門】18時00分～翌朝8時30分（毎日）
- ②【事務管理部門】22時00分～翌朝8時30分（毎日）
- ③【全館】8時30分～18時00分（休館日）

必要に応じた上記機械警備システムによるセット及び解除操作及び監視

(3) 臨時警備

- ①企画展の開催期間中など、館が指定する時間（開館時間以内）の立動哨
- ②日曜日、土曜日及び祝日における周辺駐車場への誘導（繁忙期を除く。）

3 常駐警備等特記仕様

(1) 業務の内容

- ①業務を行うに当たっては、常駐警備員及び緊急対応要員を定めるものとする。
- ②業務の具体的内容について「高志の国文学館常駐警備計画書」を提出し、県（文学館職員）の承認を得るものとする。

(2) 業務の実施

- ①常駐警備業務を行うにあたっては、関係法令を遵守するとともに、常駐警備員及び緊急対応要員に対する適正な指揮監督及び教育指導を行わなければならない。
- ②その責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。損害賠償限度額は、対人賠償及び対物賠償それぞれ無制限とする。
- ③業務について不相当であると認めるときは、業務の改善を求めることがある。

(3) 常駐警備の内容

- ①警備本部業務（入館者の流動状況の監視と施設管理者への連絡等）
- ②出入管理（指定の場所でのポスト固定監視）
- ③受付管理（各種鍵の授受保管、就業時間外の文書類、電話の受付等）
- ④アラームシステムのセット及び解除操作
- ⑤文学館各施設の必要時の施錠・解錠
- ⑥動哨重点巡回（主要監視業務及び所定業務）

- ⑦全館細密巡回（開館時間外の館内全域における各種点検業務）
 - ⑧災害予防等の巡回点検
 - ア 火気取扱箇所の巡回点検
 - イ 防災設備（非常口、消火器等）の巡回点検
 - ウ 火災発生時の初期消火及び文学館職員への通報連絡
 - エ 災害発生時における非常放送及び避難誘導の実施並びに文学館職員、消防署及び警察署等関係機関への通報連絡
 - オ その他、防災に関する意見具申
 - ⑨緊急事態対処
 - ⑩記録、報告、連絡業務
 - ⑪その他常駐警備に関する必要な業務
- (4)警備員の条件（例示）
- ①心身共に健康な人
 - ②業務を遂行するために必要な知識を有する人
 - ③緊急事態が発生した場合において、機敏な行動が取れる人
 - ④行動、言動及び態度により文学館が非難されることのない資質を有する人

4 機械警備特記仕様

(1)警備方式

遠方監視装置併用による防犯、火災及び非常通報等の異常監視（遠方監視装置については専用線若しくは専用線と同等の機能を有する一般公衆回線を使用すること）。

(2)警備装置等

①全館（共通）

- ・熱線式感知器を設置し、全館をカバーするように配置すること。
- ・各扉に磁気式扉開閉検知器を設置すること（ただし、館外部と接しない扉及び電気錠を設置する扉を除く。）。
- ・停電時等に対応できるよう、非常電源装置を備えること。

②展示室

- ・ガラスケースには、ガラス面総てをカバーするガラス破壊検知器を設置すること。

③収蔵庫

収蔵庫内部の熱線式感知器は24時間稼動とし、館職員が入室する際のみ、収蔵庫入口付近に設置するカードリーダーで感知器を停止するものとする。

④通用口

- ・カードリーダーを使用することにより指定する感知器を停止することができること。

⑤搬入口

- ・搬入口扉の開閉及び人の出入りを感知できるセンサーを設置すること。

(3)特記事項

①熱線式感知器

館全体のバランスを配慮した配置及び外観であること。

②カードリーダー

館職員等の出入りを考慮して、県（文学館警備担当職員）と十分な打ち合わせのうえカードを作成すること。

③感知器等の特定

感知器等が異常を感知した場合は、その感知器等の位置を個別に、常駐警備員及び

警備会社で確認できるものであること。

④警備表示器の設置

館内をエリア分けするものとし、警備員室及び警備会社においてエリア毎の警戒状態を常に表示できること。

5 その他

①状況に応じた適切な処置を実施し、円滑な警備業務を運営すること。

②効果的な警備運営を図るため、情勢の変化に対処する連絡体制を確保し、県（文学館警備担当者）と調整のうえ、警備に万全を期し、必要事項を記録すること。

③緊急対応要員を定め、異常発生時に常駐警備員と連携して館の防犯等に対応するものとし、緊急対応要員及び警備員は簡単な機器の修理・点検ができるものとする。

④警備機器については、少なくとも年1回、保守点検を実施するものとし、その結果を県（文学館警備担当者）に報告すること。

⑤緊急事態発生時には、機械警備の状況を把握し、県（文学館警備担当職員）及び関係官公署へ連絡すること。

⑥その他必要な事項は県（文学館警備担当職員）と協議して定めるものとする。

II 駐車場等管理整理業務

1 業務の内容

(1) 自動車等で文学館に来館される方に対する駐車場への誘導

(2) 文学館駐車場満車時における交通整理、近隣駐車場の案内

2 業務実施場所

高志の国文学館駐車場及び周辺

3 業務実施日時

文学館が開催する企画展やイベント等により、駐車場混雑が予想される日時に実施する。

4 業務実施要領

(1) 警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導員業務に従事する、二級検定合格警備員を1名以上配置すること。

(2) 業務実施に関しては、来館者に不快の念を与えないよう、言動に十分注意すること。

III 駐車場等除雪業務

1 業務の内容

高志の国文学館の敷地内駐車場のうち融雪装置の無い部分について、降雪により駐車場としての機能に支障をきたすと判断される場合に除雪を実施する。

2 業務実施場所

高志の国文学館駐車場

3 業務実施要領

(1) 使用機械

ホイールローダーを使用する。

(2) 業務実施時間

原則として開館時間の9時30分までに除雪を終了すること。

(3) 作業場の注意

除雪作業にあたっては、構造物及び舗装面を傷めないように充分注意する。

機械除雪により難い部分については、人力による除雪を実施する。

(4) 近隣に対する配慮

業務の実施にあたっては、近隣住民の安全を確保し、苦情のないよう配慮する。

清掃業務仕様書

1 業務

各室(機械室、倉庫、収蔵庫を除く。)、共用部分、文学館管理地内等の清掃業務。

2 業務員

(1) 日常清掃業務員 (共用部分及び構内等)

身元確実かつ作業能力が充分と認められる健康な作業員を3人程度文学館に常駐させ、日常清掃を行わせなければならない。

(2) 室内部分等の定期清掃業務、窓ガラス等の清掃業務及び床クリーニング業務(タイルカーペット、フローリング、床石)は、作業量に見合う人員をもって清掃業務を行わせなければならない。

3 勤務日時等

(1) 日常清掃業務

文学館の休館日を除く毎日行うものとする。ただし、各エントランス、ライブラリースペース、親子スペース、来館者用便所、廊下、展示室(企画展示室は企画展開催期間中のみ)、研修室、和室等の来館者利用スペースについては開館時間までに一度目の作業を終了させ、開館時間中については、来館者及び文学館職員の使用に支障のない範囲で作業を行い、常に清潔な環境を保つこと。

(2) 室内部分等の定期清掃業務

毎月1回程度実施すること。ただし、管理部門(エントランス、風除室及び主廊下を除く)については、2月に1回程度実施すること。

(3) 窓ガラス等の清掃業務

年に2回程度行うものとする(実施時期は県(文学館職員)と協議すること)。

(4) カーペットクリーニング業務

年に2回程度行うものとする(実施時期は県(文学館職員)と協議すること)。

4 清掃面積

(1) 日常清掃部分	1, 980平方メートル
(2) 定期清掃部分 (月1回程度)	367平方メートル
(2) (2月に1回程度)	151平方メートル
(3) ガラス面積 (月1回程度)	672平方メートル
ガラス面積 (年2回程度)	1, 262平方メートル
(4) カーペット面積	517平方メートル
(5) 石床面積	848平方メートル
(6) フローリング面積	489平方メートル
(7) 文学館管理地 (建物部分を除く)	10, 991平方メートル

5 作業要領

次の要領で清掃業務を実施するものとし、業務日時等及びこの作業要領に基づく清掃業務実施計画表を文学館に提出し、文学館の承認を得なければならない。ただし、著しく汚れの激しい箇所等並びに常設展示室及び企画展示室で展示作業に使用した後は、清掃業務実施計画表にかかわらず清掃を実施すること。

(1) 日常清掃業務

①ほこり取り

ア 低所

床面からおおむね2メートル以下の壁面(外周塀・石張りウォール・門扉を含む。)、ガラス窓及び窓枠、カウンター、掲示板及び備品類等、ベンチ等の屋外休養施設のほこりを取り除く。

イ 高所(床上からの作業)

天井、照明器具、電気時計、各種配管類のほこりを取り除く。

②床の清掃

ア 掃き掃除

自在ほうき等を用い、床面のごみ等ほこりをたてないように取り除き、屋外舗装面の落ち葉やごみ等の掃き掃除を行う。

イ 洗淨

洗剤を用い、電動ポリッシャー等により充分洗淨し、汚水を拭き取る。

ウ 水拭き

水で濡らしたモップ類を堅く絞り、床面を強く拭きあげる。

エ ワックス塗り

床の材料に適合したワックスを床面に均等に塗り、乾いた後、電動ポリッシャー等により光沢が出るように磨き上げる。

オ 集塵、艶出し

ダストクロス類を用い、床面のほこりを取り除くとともに艶出しを行う。

カ 真空清掃

真空掃除機を用い、カーペット類のほこりを入念に取り除く。特に汚れが目立つところについては、シミを取る等の処理をする。

③什器備品類の清掃

ダストクロス類によるから拭き又は堅く絞った雑巾拭きを行う。汚れの激しい部分には、洗剤を使用して汚れを落とす。

④腰壁、巾木及び窓枠の清掃

ダストクロス類によるから拭き又は堅く絞った雑巾拭きを行う。汚れの激しい部分には、洗剤を使用して汚れを落とす。

⑤窓金具及びドア把手等の清掃

から拭きを行い、必要に応じて磨き剤を使用する。

⑥湯沸室、洗面台、便器類の清掃

洗剤又は磨き粉を用い、スチールウール又はたわし類で掃除する。

⑦ごみ屑類、異物類の除去

文学館管理地内のごみ屑類、異物類を取り除く。

⑧水景の清掃(冬季は除く)

水垢、浮きごみ、土砂等及び排水口に詰まったごみを取り除く。

⑨排水路、排水溝の清掃

文学館管理地内の排水路のうち、開渠部分のごみ、土砂等を取り除く。

⑩鏡、窓等のガラス清掃

雑巾、ウエス類を用いて水拭きし、から拭きして十分な透明度にする。

⑪便所用消耗品の補給

トイレトーパー、手洗い用石鹸等は、早めに補給する。

⑫ごみの処理

文学館管理地内の所定の場所に配置されたごみ入れの中身をまとめて処理する。

⑬軽易な除雪

積雪時における正面玄関、出入口等付近の除雪を行い、文学館への出入りに支障のないようにする。

⑭文学館軒下の清掃

軒下の掃き掃除及び鳥の糞を除去する。

⑮野鳥等死骸の処理

敷地内で発生した野鳥等の死骸を速やかに除去し、適切な方法で処理する。

(2) 定期清掃

①カーペット部（展示室、事務室、応接室、研修室 等）

カーペットのごみ、ほこりを取り除く。

②Pタイル部（廊下、給湯室、研究室、一時保管室 等）

汚れを落とし、必要に応じてワックスをかける。目地が汚れている場合は、ブラシ等で汚れを落とし、水分を素早く拭き取る。

③フローリング部（企画展示室、応接室、館長室、廊下、研修室101・103）

汚れを落とし、必要に応じてワックスをかける。

④御影石部（風除室、ライブラリー、常設展示室1、主廊下、軒下、外部 等）

汚れを落とす。特に軒下などの外部については目地コンクリートの汚れを十分に落とす。

⑤モルタル部（便所、階段）

汚れを落とし、必要に応じてワックスをかける。

⑥たたみ部（和室）

ほうき等を用い、ほこりを取る。

⑦水景部

池底の清掃として月に一度ブラシ等を用いた沈殿物の除去等を行う。冬期間は、吹き溜まったゴミを確認し、適宜取り除くこと。

(3) ガラス清掃

展示室のガラス部分について、ガラス専用のクロス類を用い、から拭きを行い、必要に応じて、ガラス専用クリーナーを用いて汚れを落とし、十分な透明度にする。

展示室以外の文学館のガラス面全体（指定する部分）に対して、雑巾、ウエス等を用い、水拭き（必要に応じて洗剤使用）した後、から拭きして十分な透明度にする。

(4) カーペットクリーニング

文学館のカーペット部全体に対して、スチームクリーニング洗浄、乾燥、ごみ掃除及びほこり取りを行う。

(5) 庭園等清掃

管理地内の外構部（庭園及び駐車場等）の除草、落ち葉収集を行うこと。

6 その他の注意事項

- (1) 作業の実施に当たっては、事務及び通行の支障とならないように注意すること。また、文学館の美観及び衛生的環境を害さないよう注意すること。
- (2) 2メートル以上の高所で作業をする場合には、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32条)第518条第2項に規定する墜落防止措置を講じて作業を行うこと。
- (3) 作業に必要な器材及び洗剤、ワックス等を負担すること。

- (4) 便器類の清掃には、金属管を腐食させる塩素等を使用しないこと。
- (5) 便所の手洗い石鹼液、トイレトーパー等を負担し、点検のうえ不足があれば補充すること。
- (6) ごみ袋を負担し、ごみを指定する場所に、分別して毎日搬出すること。

植栽管理業務仕様書

1 業務内容

- (1) 樹木管理工 敷地内の樹木等に対する剪定、施肥、マツノザイセンチュウ等の防除及び消毒、樹木内除草、灌水（内訳別紙）。
- (2) 雪囲い工 地内の樹木に対する雪囲い及びその撤去（別紙内訳）。
- (3) 芝生管理工 敷地内 芝刈り、薬剤散布、土壌活性剤散布、目土かけ、施肥及び灌水、芝生内除草（内訳別紙）。

2 業務実施上の注意事項

- (1) 対象となる植物の特性、当該作業の目的、当該作業が対象植物に及ぼす影響等を十分に理解し、特に生き物としての植物に対する細心の注意をもって作業にあたること。また、庭園内に植栽された越中万葉の草本類(カタクリ等)は生育条件に則した手入れを行うこと。
- (2) 樹木管理工のうち、剪定は、夏季の適期に行うものとし、次に掲げる枝を剪定し、樹木を良好な容姿に整えることとする。
- ・ 成長の止まった弱小の枝
 - ・ 著しく病害虫におかされた枝
 - ・ 通風、架線、人車の通行等に障害となる枝
 - ・ ひこばえ等主幹の成長を妨げる恐れのある枝
- (3) 薬剤散布については、次のとおりとする。
- ・ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の法令及びメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法等を遵守すること。
 - ・ 散布量は、指定濃度に正確に希釈混合すること。
 - ・ 散布に際しては風が少なく、天候の不順でない日を選び、特に真夏に行う場合は、日中を避け、なるべく夕方とすること。
 - ・ 散布は、対象物以外のものにかからないように注意し、風上から散布すること。
 - ・ 散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて最も効果的な方法で行うこと。
- (4) 雪囲い工の実施にあたっては、樹種にあわせて行うこととし、撤去の際には、傷ついた枝の取り除き及び養生を行うこと。
- (5) 芝刈りについては、下記のとおりとする。
- ・ 徒長した茎葉を近隣の樹木、草花、構造物等を損傷しないよう注意しつつ、一定の高さに刈り込むこと。
 - ・ 原則として機械刈りとし、作業に際しては特に利用者の安全に注意すること。
 - ・ 樹木の根際、さく等構造物の廻りで機械刈りの適当でないところについては、手刈りとする。
 - ・ 刈りかすは、原則として場外処理とするが、やむをえず敷地内に一時集積しなければならないときは、施設管理担当者の指示する場所に集積すること。
- (6) 目土かけについては、植物の根、ガレキ及び赤土等が混入されていないものとし、ふるいに通したものを扱い、均一に敷きならし、地表面が平坦になるように仕上げること。
- (7) 発生雑材については、次のとおりとする。
- ・ 取り除いた枝及び取り外した縄は、原則として場外処理とするが、一時的に文学館敷地内に置く場合は、施設管理担当者の指示する場所に集積すること。
 - ・ いたんだ丸太及び竹材等は、場外処理すること。
- (8) 雑木林(庭園部)の管理については、次のとおりとする。
- ・ 庭園内には古木が多いため、定期的な枯木の点検管理を行うこと。
 - ・ 枯木が発生した場合、代替樹木の補植等の対策を施設管理者に確認のうえ行うこと。

樹木リスト

【区域】／文＝文学館庭園等、南＝南隣接地、東＝東駐車場																		
【種別1】／緑＝常緑樹、落＝落葉樹、灌＝常緑灌木、灌2＝落葉灌木																		
【種別2】／高＝高木、中＝中木、低＝低木、地＝地被類 【種別3】／広＝広葉樹、針＝針葉樹																		
【新旧】／新＝新規植樹、残地＝既存樹木、移植＝既存樹木を移植																		
区域	種別1	種別2	種別3	新旧	樹種名	形状寸法	数量	(延面積) (延距離) (本数計)	備考	剪定 刈込	施肥	薬剤 散布	雪囲 囲撤	芝生 刈込	芝 薬剤 散布	芝 施肥	芝 目土	灌水
文	緑	高	針	移植	クロマツ	C= 0.8~0.25	25 本	41 本		25	25	実施	25					○
南	緑	高	針	新	クロマツ	C= 0.40	5 本			5	5	実施	5					○
南	緑	高	針	新	クロマツ	C= 0.60	6 本			6	6	実施	6					○
東	緑	高	針	新	クロマツ	C= 0.40	5 本			5	5	実施	5					○
文	緑	高	広	新	シラカシA	C= 0.40	7 本	20 本	刈込立面積は 高生垣を含む	7	7	実施						○
文	緑	高	広	新	シラカシB	C= 1.00	1 本			1	1	実施						○
文	緑	高	広	新	シラカシC	C= 0.24~0.28	3 本			3	3	実施						○
文	緑	高	広	新	シラカシD	C= 0.60	1 本			1	1	実施						○
文	緑	高	広	新	シラカシE	C= 0.21	5 本			5	5	実施						○
文	緑	高	広	新	シラカシF	C= 0.15	2 本			2	2	実施						○
文	緑	高	広	新	シラカシG	株立	1 本			1	1	実施						○
南	緑	中	広	新	シラカシ生垣	H= 1.50	970 本	354 m	5.5本/㎡ 施肥=177㎡ 刈込=580㎡ 竹挟み1段	実施	実施	実施					○	
東	緑	中	広	新	シラカシ生垣	H= 1.50	803 本	325 m	5.5本/㎡ 施肥=143㎡ 刈込=545㎡ 竹挟み1段	実施	実施	実施					○	
東	緑	中	広	新	シラカシ生垣	H= 2.00	151 本		4本/㎡	実施	実施	実施					○	
文	緑	高	広	残地	シラカシ高生垣	C= 0.40~1.00	26 本		高生垣 刈込=336㎡(表裏)	実施		実施					○	
文	緑	高	広	新	ソゴゴA	C= 0.35	1 本	6 本			1	実施	1				○	
文	緑	中	広	新	ソゴゴB	C= 0.30	4 本				4	実施	4				○	
文	緑	高	広	新	ソゴゴ	株立	1 本			代償		1	実施				○	
文	緑	高	広	新	タブノキA	C= 0.60	2 本	12 本		2	2	実施					○	
文	緑	高	広	新	タブノキB	C= 0.21	2 本			2	2	実施					○	
文	緑	高	広	残地	タブノキC	C= 0.33	1 本			1		実施					○	
文	緑	高	広	残地	タブノキD	C= 0.34	1 本			1		実施					○	
文	緑	高	広	残地	タブノキE	C= 0.41	1 本			1		実施					○	
文	緑	高	広	残地	タブノキF	C= 0.43	1 本			1		実施					○	
南	緑	高	広	新	タブノキ	C= 0.60	4 本				4	実施					○	
文	緑	高	広	新	ホンバ タイサンボク	C= 0.35	1 本			1	1	実施					○	
文	緑	高	広	新	モチノキA	C= 0.21	2 本	3 本		2	2	実施					○	
文	緑	高	広	残地	モチノキB	C= 0.57	1 本			1		実施					○	
文	緑	高	広	新	ヤブツバキ	-	2 本	4 本			2	実施	2				○	
文	緑	高	広	新	ヤブツバキB	-	2 本				2	実施	2				○	
文	緑	高	広	新	アケボノ モウソウチク	-	160 本					実施					○	
文	緑	中	広	新	サワラ生垣	-	55 本	25.2 m	竹布掛支柱 施肥12.6㎡ 刈込=113㎡ 竹挟み1段	実施		実施					○	
文	緑	高	広	残地	タイサンボク	C= 0.30	1 本					実施					○	
文	緑	高	広	残地	ラカンマキ	C= 0.45	1 本					実施					○	
文	落	高	広	新	アカシデ	C= 0.35	2 本			2	実施						○	
文	落	高	広	残地	イヌシデ	C= 0.75	1 本					実施					○	
文	落	高	広	新	イロハモミジA	C= 0.25	4 本	5 本			4	実施					○	
文	落	高	広	残地	イロハモミジB	C= 0.52	1 本						実施					○
文	落	高	広	新	ウメA	C= 0.5(芝付)	6 本	8 本	白梅		6	実施	6				○	
文	落	高	広	残地	ウメB	C= 0.40	1 本						実施					○
文	落	高	広	残地	ウメC	C= 0.65	1 本						実施					○

区域	種別1	種別2	種別3	新旧	樹種名	形状寸法	数量	(延面積) (延距離) (本数計)	備考	剪定 刈込	施肥	薬剤 散布	雪囲 撤	芝生 刈込	芝 薬剤 散布	芝 施肥	芝 目土	灌水	
文	落	高	広	新	エゴノキA	C= 0.50	2本	6本		/	2	実施						○	
文	落	高	広	新	エゴノキB	C= 0.35	2本			/	2	実施						○	
文	落	高	広	新	エゴノキC	C= 0.30	2本			/	2	実施						○	
文	落	中	広	新	エドヒガンザクラ		1本		記念植樹(道路 沿い)四本竹囲	/	1	実施	1					○	
文	落	高	広	新	オオヤマザクラA	C= 0.90	1本	2本		/	1	実施						○	
文	落	高	広	残地	オオヤマザクラB	C= 0.84	1本						実施					○	
南	落	高	広	新	ヤマザクラA	C= 0.30	1本	2本			1	実施						○	
南	落	高	広	新	ヤマザクラB	C= 0.90	1本				1	実施						○	
南	落	高	広	新	コヒガンザクラ	-	1本				1	実施						○	
文	落	高	広	新	シダレザクラA	C= 0.50	1本	2本		/	1	実施						○	
文	落	高	広	残地	シダレザクラB	C= 0.32	1本						実施					○	
文	落	高	広	新	ヤマザクラA	C= 0.30	5本	6本		/	5	実施						○	
文	落	中	広	新	ヤマザクラ		1本			記念植樹 四本竹囲	/	1	実施	実施					○
文	落	高	広	残地	ケヤキA	C= 1.60	1本	7本										○	
文	落	高	広	残地	ケヤキB	C= 1.70	2本												○
文	落	高	広	残地	ケヤキC	C= 1.30	1本												○
文	落	高	広	残地	ケヤキD	C= 1.40	1本												○
文	落	高	広	残地	ケヤキE	C= 1.24	1本												○
文	落	高	広	残地	ケヤキF	C= 1.49	1本												○
文	落	高	広	残地	エゴノキ	C= 0.38	1本					実施						○	
文	落	高	広	新	コナラA	C= 0.50	3本	32本		/	3	実施						○	
文	落	高	広	残地	コナラB	C= 0.30~0.59	3本						実施						○
文	落	高	広	残地	コナラC	C= 0.60~0.89	14本						実施						○
文	落	高	広	残地	コナラD	C= 0.90~1.19	6本						実施						○
文	落	高	広	残地	コナラE	C= 1.20~1.49	3本						実施						○
文	落	高	広	残地	コナラF	C= 1.50~2.00	3本						実施						○
文	落	高	広	新	コブシA	C= 0.30	1本	3本		/	1	実施						○	
文	落	高	広	残地	コブシB	C= 0.45	1本						実施						○
文	落	高	広	残地	コブシC	C= 0.70	1本						実施						○
文	落	高	広	新	サトザクラ	C= 0.30	2本			/	2	実施						○	
文	落	高	広	新	サルスベリA	C= 0.60	2本	3本		/	2	実施	2					○	
文	落	高	広	新	サルスベリB	C= 0.25	1本			/	1	実施							○
文	落	高	広	新	ミズナラ	C= 0.40	5本			/	5	実施						○	
文	落	中	広	新	ムクゲ	-	2本		八掛支柱	/	2	実施						○	
文	落	高	広	新	モモ	C= 0.20	1本			/	1	実施						○	
文	落	高	広	残地	ハクモクレン	C= 0.33	1本					実施						○	
文	落	高	広	新	ヤマボウシA	C= 0.35	1本	4本		/	1	実施						○	
文	落	高	広	残地	ヤマボウシB	C= 0.71	1本			5本立			実施						○
文	落	高	広	残地	ヤマボウシC	C= 0.69	1本						実施						○
文	落	高	広	新	ヤマボウシ		1本		代償	/	1	実施						○	
文	落	高	広	新	リョウブA	C= 0.25	3本	4本		/	3	実施						○	
文	落	高	広	残地	リョウブB	C= 0.25	1本			3本立			実施						○
計									常緑 針葉樹	41	41		41						
									常緑 広葉樹	32	41		9						
									落葉 広葉樹	0	52		9						
									計	73	134		59						

廃棄物搬出処理業務仕様書

1 業務内容

廃棄物の搬出を以下のとおり実施すること。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除くものとする。

- (1) 可燃ごみについては、週2回以上搬出処理すること。
（参考／おおよその数量 600kg/月）
- (2) 不燃ごみについては、月1回以上搬出処理すること。
（参考／おおよその数量 18kg/月）
- (3) 資源ごみについては、「段ボール」「新聞雑誌」を月1回以上搬出処理すること。
（参考／おおよその数量 「段ボール」13kg/月、「新聞雑誌」107kg/月）

2 その他

廃棄物の搬出処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の廃棄物の処理に関する法令を遵守しなければならない。

自動昇降機保守点検業務

1 設備の概要

機種・台数	東芝エレベーター製機械室レス乗用自動昇降機・1台
定格荷重・速度・定員	900キロ・45メートル/分 ・13名
停止回数	2か所(1階・2階)
昇降行程	5. 15メートル
運転操作方式	乗合全自動
運転付加装置	戸開走行保護装置、車椅子対応仕様、視覚障害者対応仕様、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、オートアナウンス、自動復旧運転、ドアセンサー、液晶インジケーター

2 保守点検内容

①機械室	機械室環境状態、受電盤・制御盤、巻上機・電動機、電磁ブレーキ、位置検出装置、調速機、管制運転装置の点検及び調整	
②かご	内部	かご走行・着床状態、かご操作盤・表示灯、音声合成オートアナウンス装置、非常連絡装置、停電灯、かご照明・ファン、かご戸・敷居、戸安全装置、かご意匠の点検及び調整
	上部	かご上環境状態、安全スイッチ、位置検出センサー、戸開閉装置、ガイドシュー、ローラーガイドの点検及び調整
③昇降路	昇降路内環境状態、上部リミットスイッチ、各階ベーン、主ロープ・調速機ロープ、ガイドレール、つりあい重り・吊り車、移動ケーブルの点検及び調整	
④出入口	各階乗場状態、各階ボタン、各階表示灯、各階インターロック・スイッチ、各階戸・敷居の点検及び調整	
⑤ピット	ピット内環境状態、緩衝器、調速ロープ張り車、つりあい重り底部隙間、下部リミットスイッチ、非常止装置の点検及び調整	

※上記の保守点検に加え、下記の項目については、必要に応じ修繕(消耗品の取替を含む。)を行うものとする。

⑥巻上機	シャフト、軸受、ブレーキコイル、シューライニング、駆動滑車、防振ゴム
⑦電動機	巻線、軸受
⑧制御盤	スイッチ、リレー、ヒューズ
⑨階床選択機	スイッチ、リレー(スチールテープ含む)
⑩調速機	張り車、軸受
⑪受電盤	ブレーカー、ヒューズ(東芝エレベーター納入分)
⑫かご関係	カー・シープ、カウンター・シープ、軸受、ガイドシュー、ローラーガイド、かご非常止装置、運転操作盤、ドアスイッチ、セーフティ・シュー、ドア・ガイドシュー、かご敷居、ドア・ハンガー、カーポジション・インジケーター、ファン、照明(ランプ類含む)、インターホン、停電灯装置、積載超過装置
⑬ホール信号調整	ホール・ボタン、ホールポジション・インジケーター、ホール・ランプターン、ゴング
⑭ドア装置	ドア・クローザー、ドア・インターロック装置、ドア・ハンガー(ガイドシュー含む)
⑮昇降路関係	巻上用ロープ、ガバナー・ロープ、移動ケーブル、リミットスイッチ、フロアストップ・スイッチ
⑯ピット関係	緩衝器
⑰その他	電機配管配線一式(昇降路外配管配線除く)

3 業務内容及び業務実施回数

(1) 定期保守点検 月1回

※遠隔監視装置を設置して監視業務をする場合はこの限りではない。

(2) 臨時保守点検 故障不調時

自動ドア保守点検業務仕様書

1 定期巡回点検及び修理調整

ナブテスコ(株)製DSN-75D型(4台)、同DSN-75S型(4台)及びDSN-150D型(2台)ドアーエンジンについて、6月、9月、12月、3月の年4回、以下の内容の定期点検・調整を実施すること。なお、点検は、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの時間帯に実施すること。

- (1) 装置各部の点検及び調整
- (2) 開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検及び調整
- (3) 装置の電装品の点検及び調整
- (4) 装置のセンサーの検知状態の点検及び調整
- (5) オイル漏れの有無の点検
- (6) ドアとサッシの接触の有無の点検及び調整
- (7) 部品の消耗度の点検及びヒューズ、潤滑油、各種締結部品等の消耗部品の取替
- (8) 故障発見時の修理調整

2 随時点検及び修理調整

故障等の不具合が発生した場合に、県(文学館職員)の要請に従い、随時(ただし、日曜日及び祝日並びに午後10時から翌朝午前8時30分までの時間帯を除く)、技術者を派遣し、不具合箇所の点検及び修理調整を行うこと。

空調設備機器保守点検業務仕様書

1 空冷ヒートポンプインバーターモジュールチラーユニット保守点検（3台）

以下のとおり点検調整を実施すること。

(1) 本体関係保守点検（年2回以上）

- ・本体関係定期点検調整
- ・安全装置定期点検
- ・水側熱交換器点検
- ・その他クレーム修理など

(2) 点検機器 別表のとおり

2 ガスヒートポンプビル用マルチエアコン保守点検（室外機6台、室内機31台）

以下のとおり点検調整を実施するとともに、年2回以上全てのエアコンフィルターを清掃すること。

(1) 室外機の点検調整（年1回以上）

(2) 室内機の点検調整（年2回以上）

3 空冷恒温恒湿中温用パッケージエアコン保守点検（壁掛け型エアコン3台、収蔵庫系統エアコン（3台）

以下のとおり点検調整を実施するとともに、年2回以上全てのエアコンフィルターを清掃すること。

(1) 壁掛け型エアコン点検調整

(2) 収蔵庫系統エアコン点検調整

(3) 収蔵庫系統加湿器点検清掃（3台。年1回以上）

(4) 点検機器 別表のとおり

4 ユニット型空気調和機保守点検

ユニット型空気調和機(4台)について、以下のとおり点検、調整、清掃を行うこと。

内 容	詳 細
(1)点検調整 （年1回以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・コイル部のフィン汚れ確認、水漏れ確認及び錆発生部分塗装タッチアップ処置 ・ファン部のVベルトの張り及び芯調整、ファンケーシングの汚れ確認及びベアリング部異常音確認、グリスアップ ・モーター部の電流、絶縁抵抗及び異常音の確認 ・フィルター部のプレフィルター清掃及び中性フィルター詰り確認 ・ドレンパン部の腐食確認 ・ケーシング部の外板損傷確認、断熱材破損確認及びパッキン類劣化確認
(2)フィルター清掃 （年2回以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルター部のプレフィルター清掃、中性能フィルター詰り確認
(3)加湿装置等の点検清掃 （年1回以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・加湿装置(暖房期間のみ)及びドレンパンの点検清掃

5 ポンプ類保守点検

空調設備用冷温水ポンプ（2台）について、次により年1回以上点検調整を実施すること。ただし、消防法に基づく法定点検は含まないものとする。

(1) 電流測定、電圧測定、絶縁測定及び運転音の聞き取りを含む動作確認

(2) 芯出し調整、その他目視点検

6 ファン類保守点検

排気ファン(FE12、FSM計2台)及び厨房排煙機1台について、以下のとおり年1回以上点検調整を実施すること。また、全熱交換型換気扇(17台)の点検を実施すること。ただし、消防法に基づく法定点検はこれに含まない。

- (1) 電流測定、電圧測定、絶縁測定及び運転音確認
- (2) Vベルト磨耗状況、その他目視点検
- (3) 熱交換型換気扇の点検

7 自動制御機器保守点検

以下について年2回以上の点検調整及び制御操作を実施すること。

機器名	点検調整内容
(1)指示・管理計器	①内部及び表面清掃 ②指示・記録状態点検 ③計器用電源電圧確認 ④感度調整 ⑤標準機器による指示記録調整(ゼロ・スパン調整) ⑥諸組付部、ねじ等の緩み点検、増し締め
(2)電気・電子式、温度・湿度・圧力調節器	①本体の点検、清掃 ②内部リレー接点の点検、清掃 ③内部機器的可動部分の点検、清掃 ④比例帯・ディファレンシャル調整 ⑤ポテンションメーターの点検調整 ⑥諸組付部、ねじ等の緩み点検、増し締め ⑦調整部本体、発信機、操作部の総合的作動試験
(3)電子式温度・湿度・圧力・濃度発信器	①本体の点検、清掃 ②抵抗値又は出力信号の測定 ③線絶縁抵抗及び誘導障害確認 ④発信端子の緩み点検、増し締め ⑤発信機取付部の緩み点検、増し締め
(4)電気式操作器(電動弁、電磁弁、ダンパモーター他)	①本体清掃 ②リンケージ組付状況点検調整、増し締め ③バランスングリレー点検調整 ④モーター回転角度点検調整 ⑤ポテンションメーター点検調整 ⑥配線端子の緩み点検、増し締め ⑦発信器、調節器との総合的作動試験
(5)システム機器	
・中央処理装置	①各ユニットの組付、端子増し締め、コネクター類点検 ②各電源電圧の点検 ③電送電圧の確認 ④データファイル等状況点検 ⑤メモリーダンプ ⑥各カードのクリーンアップ ⑦冷却ファンの清掃、動作確認 ⑧フィルター清掃
・アナウンサーター	①外観確認及び清掃 ②組付及びコネクター類点検 ③表示機能点検
・LCD	①画面状態の目視点検
・プリンター	①外観確認及び清掃 ②プリンターテスト印字による印字状態点検 ③プリンターメカの清掃、注油等の点検
・デジタルコントローラ	①カードのクリーンアップ ②各ユニット組付、端子増し締め、コネクター類点検

		③各電源電圧の点検 ④電送電圧状態の点検 ⑤デジタルポイント、機動停止、NML、ALMの確認 ⑥アナログポイント、実測値と指示値の比較及び校正
--	--	--

8 その他設備の保守点検

- (1) ファンコイルユニット
清掃、調整及び点検（年2回以上）
 - ア 親子スペース（2台）
 - イ 研修室101収納（1台）
- (2) 電熱式蒸気加湿器
調整及び点検（3台／年1回以上）
- (3) 密閉形隔膜式膨張タンク
調整及び点検（1台／年1回以上）
- (4) 置き型除湿機（2台）
清掃、調整及び点検（年1回以上）

高志の国文学館 空調自動制御機器の内訳

場所	名 称	数量	
展示棟	熱源廻り制御	配管用温度センサー	3 個
		差圧センサー	1 個
		電磁流量計	1 個
		チラーコントローラ	1 個
		指示調節器	1 個
		トランス	1 個
		電動バタフライ弁	3 個
		電動2方弁	1 個
	空調機制御 (1)	室内用温度センサー	3 個
		室内用湿度センサー	3 個
		ダクト用温度センサー	1 個
		ダクト用湿度センサー	1 個
		CO2センサー	1 個
		差圧スイッチ	1 個
		盤表面型表示設定器	1 個
		デジタル式コントローラ	1 個
		VAVコントローラ	3 個
		トランス	3 個
		絶縁トランス	7 個
		ダンパ操作器	5 個
		電動2方弁	1 個
	空調機制御 (2)	室内用温湿度センサー	3 個
		ダクト用温度センサー	3 個
		差圧スイッチ	3 個
		盤表面型表示設定器	3 個
		デジタル式コントローラ	3 個
		補助リレー	3 個
		絶縁トランス	6 個
		ダンパ操作器	3 個
		電動2方ボール弁	3 個
	電動2方弁	3 個	
	パッケージ廻り制御	室内用温湿度センサー	2 個
		ダクト用温度・露点温度センサー	3 個
		温度調節器	3 個
		盤表面型表示設定器	2 個
		デジタル式コントローラ	2 個
絶縁トランス		4 個	
ファンコイルユニット制御	室内用温度センサー	2 個	
	FCUコントローラ	3 個	
	電動弁操作器	3 個	
	ファンコイル用2方ボール弁	3 個	
ファン発停	温度調節器	1 個	
パッケージ配線工事	室内湿度調節器	7 個	
	補助リレー	7 個	
床暖房廻り制御	室内用温度センサー	1 個	
	指示調節器	1 個	
	電動2方ボール弁	1 個	
	自動制御盤	2 面	
	漏水検知センサー	15 m	
管理棟	パッケージ配線工事	室内用湿度調節器	11 個
		補助リレー	11 個
	水槽監視	液面リレー/電極棒 3P	1 個
		タイマー	2 個
		中央監視盤	1 式
		自動制御盤	1 面

高志の国文学館 空調機器等の内訳

場所	名 称		数量
共通	GHP 室外機	GYAP450AN	1 台
		GYAP560AN	1 台
		GYDP560AN	1 台
		GYDP450AN	1 台
		GYDP280AN	1 台
		計 6台	GYDP355AN
	GHP 室内機	ガスエンジンマルチパッケージ型空気調和機	31 台
	空冷式チラーユニット	UWXYM850BCR (ヘキサゴンモジュールチラー)	3 台
	設備用エアコン	R50MPP (壁掛け型、室外機F50MTPP-W)	1 台
		R22ZES (壁掛け型、室外機F22ZTES-W)	1 台
		AS-J22B-W (壁掛け型、室外機A0-J22B)	1 台
		SVMP236M (室内機FVMP236MR、室外機RCMP236M)	2 台
		計 6台	SVMP150MR (室内機FVMP150MR、室外機RCMP150M)
	ユニット型空気調和機 滴下浸透気化式加湿器・電極式蒸気加湿器付	AJ250-MX-BD	1 台
		AJ100-MX-BD	1 台
		AJ300-HX-BD	1 台
		計 4台	AJ80-MX-BD
	全熱交換ユニット	VAM800GBS	2 台
		VAM800GBS	2 台
		VAM500GBS	1 台
		VAM150GBS	1 台
		VAM500GBS	1 台
		VAM650GBS	1 台
		VAM500GBS	2 台
		VAM250GBS	1 台
		VAM150GBS	1 台
		VAM500GBS	2 台
VAM250GBS		1 台	
VAM250GBS		1 台	
計17台		VAM250GBS	1 台
親子 スペース 研修収納	ファンコイルユニット	SFR-600HT. FF. K	1 台
		SFR-800HT. FF. K	1 台
		計 3台	SFR-800HT. FF. K 廊下用
機械室	電熱式蒸気加湿器	SU-487 普通収蔵庫用	2 台
		計 3台	SU-487 特別収蔵庫用
	密閉形隔膜式膨張タンク	TEX-1 容量500ℓ	1 台
	冷温水ポンプ	エバラFS型片吸込渦巻ポンプ 65X50FS2H611	2 台
電気室	電気室排気ファン	エバラSRM3型片吸込マルチエースファン 2SRM3	1 台
その他	厨房排気ファン	エバラSRMOS型ステンレス製片吸込マルチエースファン 3SRMOS	1 台
	排煙機	エバラSRMHマルチエース排煙ファン No.6 SRMH	1 台
	遠心送風機	FE-12 電気室用	1 台
	除湿機	DF-1 床置きヒートポンプ	2 台

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 業務内容

文学館の電気工作物について電気事業法に定められた保安業務を行うこと。

月 1 回の定期点検業務

ただし、漏電・停電監視装置を各トランスに設置する場合は、この限りではない。

2 設備容量

500KVA (1Φ150KVA 1台、1Φ50KVA 1台、3Φ300KVA 1台)

3 電圧

6, 600V

消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務の概要

- (1) 文学館の消防用設備の機器取扱説明及びメンテナンス作業
- (2) 文学館が年1～2回実施する消防訓練への助言、立会（依頼があったとき）
- (3) 消防法及び関係法令等に定める外観・機能点検（年1回）、総合点検（年1回、外観・機能点検を含む）及び点検報告書の作成・提出
- (4) 緊急時や機器故障時の技術者の派遣

2 消防用設備

設備名	設備詳細	数量
(1)消火器具設備	①小型粉末消火器(加圧式、10型)	27本
(2)屋内消火栓設備 消火用タンク (有効水量5.7m ³)	①加圧送水装置 ア ポンプモーター イ 操作盤 ウ 表示盤 ②補助充水ポンプ ③屋内型消火栓(易操作性1号消火栓)	1台 1台 1台 1台 12台
(3)不活性ガス消火 設備	①窒素容器ユニット(83L/20.3m ³ ×24本) ②選択弁 ③噴射ヘッド ④起動用ガス容器(手動電気式) ⑤起動用ガス容器(自動式) ⑥制御盤(2回線) ⑦主導起動装置 ⑧ダンパー復旧弁 ⑧スピーカー ⑨放出表示灯 ⑩圧カスイッチ ⑪光電式スポット型感知器(1種3個、2種3個種) ⑫作動試験 ⑬ピストンダンパー ⑭避圧ダンパー	1組 2個 12個 2個 2個 1面 2台 2個 2台 3個 2個 6個 一式 10台 4台
(4)自動火災報知設備	①受信機P型1級 複合盤 ②差動式スポット型感知器(2種) ③定温式スポット型感知器 ア 非防水型特殊 イ 防水型1種 ④光電式スポット型感知器(2種) ⑤ガス漏れ感知器 ⑥発信機(P型1級、屋内型) ⑦消火栓起動連動装置 ⑧屋内表示灯 ⑨常用電源 ⑩予備電源 ⑪音響装置	1面 12個 6個 10個 92個 1個 12個 一式 12個 一式 一式 一式
(5)非常放送設備	①操作装置 ア 壁掛けアンプ イ スピーカー回線 ウ 自動火災報知設備との連動 ②遠隔操作器 3線式 ③天井スピーカー コーン型埋込 ④壁掛けスピーカー ホーン型 ⑤アッテネーター ⑥電源カットリレー	1台 一式 一式 1台 67台 6台 13個 3台
(6)誘導灯設備	①誘導灯(32台) ア 避難口誘導標識 イ 避難口誘導灯(B級) ウ 通路誘導灯(B級) ②連動切替器 ③電源装置 ④電線点検(絶縁測定)	2台 22台 8台 1台 一式 一式
(7)防火・排煙設備	①自動起動装置(煙感知器3種) ②自動開閉装置 ア 防煙シャッター イ 防火扉 ウ 排煙ダンパー エ 防火ダンパー ③手動開閉装置(排煙口) ④排煙機(エンジン付)	8台 1台 2台 11台 24台 9台 1台

監視カメラ設備保守点検業務仕様書

1 業務対象物件

設備箇所	対象物件	型 式	台数
(1)建物屋内	屋内ドーム型複合一体カメラ	CIT-7550	21
	天井埋込金具	K-9760	21
(2)建物屋外	屋内ドーム型複合一体カメラ	CIT-7550	4
	屋外ドーム型カメラハウジング	B-9075	4
(3)総合盤	カメラコントローラ	S-9520SA	8
	VP カットボックス	J-4117	3
	デジタルレコーダー	DX-TL6116H-1022	2
	キーボード(操作器)	DX-KB5	1
	19 型液晶テレビモニター	FDS1901	2
	32 型液晶テレビモニター	LC-32H7	2
	主電源パネル	PD-150	1

2 保守点検内容

点検項目	内 容
(1)屋内ドーム型複合一体カメラ	①レンズカバー清掃 ②モニターによる画質、解像度のチェック・調整 ③可動確認 (PAN/TILT 望遠・ズーム・プリセット)
(2)屋外ドーム型カメラハウジング	①カメラケース外装清掃・点検 ②固定用ネジ、ボルトの確認
(3)デジタルレコーダー	①外観清掃 ②各コネクタのチェック ③時刻補正 ④動作確認 (ライブ/記録/再生表示)
(4)カメラコントローラ・VP カットボックス・キーボード	①外観清掃 ②動作機能及び接続系統のチェック・調整
(5)液晶テレビモニター	①表示画面、外観清掃 ②色バランス、カラー位相バランスのチェック
(6)システム調整	総合点検一式

3 業務実施回数

- (1) 定期保守点検：年 2 回程度
- (2) 臨時保守点検：故障不調時

融雪装置維持管理業務仕様書

1 業務対象物件

文学館が所有する融雪装置及びこれに付随する設備

2 業務内容

① 散水融雪ノズルの調整 (約 200 個) [北側 150m、南側 228m]

点検内容

- ・ ノズルの目詰まり清掃
- ・ ノズル上下調整
- ・ 吐水量調整
- ・ 吐水状況確認

② 無散水融雪設備の点検調整

点検内容

- ・ 井水循環等の確認

③ 制御盤の点検 (1 面)

点検内容

- ・ 電圧電流点検
- ・ 運転切替状況点検
- ・ 降雪感知装置点検
- ・ 降雨感知装置点検

④ 総合動作点検

点検内容

- ・ 実際に水を出し運転状況を確認

3 業務実施時期

12 月頃 (シーズン前)

展示設備保守業務仕様書

1 業務概要

文学館展示棟に設置されている全ての展示装置・設備について、概ね年2回程度保守点検を実施すること。

2 点検内容

- (1) 設備の外観の点検、調整及び清掃
- (2) 装置の起動、可動及び停止試験
- (3) 装置の電装品の点検及び調整
- (4) 装置のセンサーの検知状態の点検及び調整
- (5) メンテナンス（ランプ等の交換、ヘッドクリーニング、バッテリー確認、注油等）

3 随時点検及び修理調整

故障等の不具合が発生した場合、速やかに不具合箇所の点検及び修理調整を行うこと。

高志の国文学館 展示装置一覧表

○ …保守点検対象物

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
文学鳥瞰地図	モニターハウジング造作	1台	W5500×H1800×D150		
	60型液晶モニター	1台	シャープ PN-E601	○	
	60型タッチパネル液晶モニター	1台	シャープ PN-L602B	○	
	同上取付金具	2台	シャープ ZK601 W575×H415×D35	○	
	デジタルサイネージプレーヤー	1台	ソニー VSP-BZ10 専用マネジメントソフト含む	○	
	プラグアンドプレイエミュレーター	1台	イメージクス DM-C1	○	
	USBエクステンダー	1台	サンワサプライ USB-PR40	○	
	映像延長装置(トランスミッター)	1式	ハイパーツールズ ET-VT/R1300	○	
	映像延長装置(受信側)			○	
	パソコン	1台	検索用 hp XL508AV-ASFM	○	
	KVMドローア	1台	ラリタン T1700-JP 検索用	○	
	無停電電源装置	1本	オムロン BY50FW	○	バッテリー=BXB50F
	フロア用スイッチングHUB	1台	アライドテレシス GS905L V2	○	
	収納架	1台	サンワサプライ CP-SV4		
同上棚板	2枚	サンワサプライ CP-SVNTK			
同上放熱ファン 低速(静音)タイプ	2台	サンワサプライ CP-SFANS キャスター含む	○		
越中万華鏡 (家持・山岳)	万華ボックス	2台	W3285×H800×D965		
	センサー	8台	BEAジャパン Laser Scanner J	○	
	60型液晶モニター	4台	シャープ PN-V601	○	
	サイネージプレーヤー	1式	ROKU BS/HD1010 4台分	○	
	インターフェースユニット	1式	NES特型 2台分	○	
万葉玉手箱	壁面シルエット・映像ブース造作	1台	W4100×H3600×D2800		
	メディアプレーヤー	1台	ロク HD1010	○	
	DLPプロジェクター	1台	松下 PT-D6000LS	○	ランプ品番:パナソニックET-LAD60AW
	同上短焦点ズームレンズ	1台	松下 ET-DLE150	○	
	同上天吊り金具	1台	松下 ET-PKD55S	○	
	プロジェクターランプコントロールユニット	1式	CSL特注品	○	
万葉とばし					
	距離画像センサー	1台	マイクロソフト Kinect for Windows センシング用	○	
	DLPプロジェクター	2台	三菱 LVP-FD630	○	1箇所につきランプ2ヶ使用。 ランプ品番:VLT-XD600LP
	同上天吊り金具	1台	三菱 BR-XD600	○	
	無停電電源装置	1台	オムロン BY75SW	○	バッテリー=BXB75S
	超指向性スピーカー	1台	三菱 MSP-50E	○	
	同上変調器	1台	三菱 MSP-30M	○	
	LAN分配・延長器①	1台	ネットメカニズム HDMIEX-UTP-2SP	○	
	LAN分配・延長器②	1台	ネットメカニズム HDMIEX-UTP-4SP	○	
	LAN延長受信器	3台	ネットメカニズム HDMIEX-UTPACT-RX	○	
	電源制御装置	1台	松下 WU-L61	○	
	パソコン	1台	DELL XPS8300	○	
プロジェクターランプコントロールユニット	1式	CSL特注品	○		

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
偉人万華鏡 (漫画・先人)	万華ボックス	2 台	W1560×H800×D930		
	センサー	8 台	BEAジャパン Laser Scanner J	○	
	55型液晶モニター	2 台	NEC LCD-P551	○	
	サイネージプレーヤー	2 台	ROKU BS/HD1010	○	
	インターフェースユニット	2 式		○	NES特注品
不思議な本の 漫画家たち	投影用架台	1 台	W1200×H700×D1200		
	DLPプロジェクター(レンズなし)	1 台	松下 PT-D6000LS	○	
	同上短焦点ズームレンズ	1 台	松下 ET-DLE250	○	
	同上天吊り金具	1 台	松下 ET-PKD55S	○	
	パソコン	1 台	hp XL508AV-ASFL	○	
	無停電電源装置	1 台	オムロン BY50FW	○	バッテリー=BXB50F
	インターフェースユニット	1 式	CSL特注品	○	
	センサーユニット	1 台	キーエンス FS-N11N ファイバーユニットFU-24X含む	○	
	プロジェクターランプコントロールユニット	1 台	CSL特注品	○	
	収納架	1 架	サンワサプライ CP-SV4		
	同上 棚板	2 枚	サンワサプライ CP-SVNTK キャスター含む		
同上 放熱ファン(低速)	2 個	サンワサプライ CP-SFANS 静音タイプ	○		
越中の先人たち	モニターフェースパネル	1 枚	W960×H1660		
	タッチパネルモニター	1 台	タッチパネルシステムズ ET2240L-8CNB-0-D-G	○	
	制御PC	1 台	hp QV996AV-CAIF	○	
	バックアップ用USBディスク	1 台	バッファロー HD-QL4TU3/R5J	○	
	無停電電源装置	1 台	オムロン BY50FW	○	バッテリー=BXB50F
	KVMスイッチ	1 台	ラリタン CS4	○	
	ディスプレイ分配機	1 台	サンワサプライ VGA-SP2	○	
	USBエクステンダー	1 台	サンワサプライ USB-RP40	○	
	スピーカー	2 台	ARI NSW1-205-8A	○	
	アンプ	1 台	YAMAHA IZA250-LZ	○	
	プラグ&プレイエミュレータ	1 台	イメージクス DM-C1	○	
	ヘッドホン	2 台	ATH-AVC300	○	
	ヘッドホンアンプ	1 台	AT-HA2	○	

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
万葉写真館	撮影用本体機	1 台	W625×H1430×D465		
	22型ワイドタッチパネル液晶モニター	1 台	タッチパネルシステムズ ET2200L-8CJA	○	
	コインセレクター	1 台	旭精工 AD-621	○	
	写真カラープリンター	1 台	三菱 CP9550DS	○	サブライ品=三菱 CK9046
	USBカメラ	1 台	エレコム UCAM-DLW500TABK	○	
	カウンタ	1 台		○	
	無停電電源装置	1 台	オムロン BX35F	○	バッテリー=BXB50F
	パソコン	1 台	hp	○	特注品

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
ネットワークポリシー	サーバー架	1台	W570×H700×D900		
	サーバー	1台	hp DL320 G6	○	
	バックボーンスイッチングHUB	2台	アライドテレシス GS916M V2	○	
	無停電電源装置	1台	オムロン BU100RW	○	バッテリー=BUB100R
	ファイアーウォール	1台	Sonicwall TZ210	○	
	KVMドロア	1台	ラリタン T1700-JP	○	
	サーバーバックアップ用USBディスクドライブ	1台	バッファロー HD-QL4TSU2/R5J	○	
	管理用パソコン	1台	hp XL510AV-BPCG	○	
	管理用パソコンモニター	1台	IOデータ機器 LCD-MF224XBR	○	

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
人数カウンタ	人数カウンタ	2台	RSS-A210	○	
	入場者測域センサー	4台	Hi-URG	○	
	スイッチングHUB	1台	FS706TX V2	○	
	管理用パソコン	1台	Fujitsu	○	特注品

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
ゆかりの文学者たち	タッチパネルディスプレイ	3台	パナソニック TH-65BF1J	○	
デジタルグラフィック	ディスプレイ用壁掛金具	3台	TY-WK65PR20	○	
	再生用パソコン	3台	ESPRIMO D556/PX	○	
	無停電電源装置	3台	BY50FW	○	
	映像・USB延長器	3台	VGA-EXH DU	○	
	パソコン収納ケース用ファン	1台	CP-SFANS	○	

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
映像ブース	再生用パソコン	3台	ESPRIMO D556/PX	○	
〔「越中万葉四十首」検索〕	24型ワイドタッチパネルモニター	3台	シャープ LL-S242A-W	○	
	無停電電源装置	3台	BY50FW	○	
	ヘッドホンアンプ	3台	IZA250-LZ	○	
	ヘッドホン	2台	MM-HP210	○	
	LEDライト	3台	USB-TOY85W	○	

設備名	内容・摘要	数量	型番・特記事項	区分○	備考
ゆかりの映画作品	デジタルサイネージ	1台		○	
	55インチタッチパネルモニター	1台	ET5553L-9UWA-1-MT-GY-G	○	
	メディアプレイヤー	1台	XT1145W	○	
	microSDカード	1枚	SDHC-8C10	○	

排気脱臭システム保守点検業務仕様書

1 業務概要

高志の国文学館の排気脱臭システムの保守点検業務。

2 対象物件

文学館が所有する（レストラン専用）排気脱臭システム

型式：ハイキクリーン0ZN-6G-30FW × 3台（オイルセパレーター有り）

3 業務実施回数

年2回程度

（機器の汚れ具合により、必要の都度実施するもの）

4 業務内容

- (1) 保水材の目詰まり防止清掃
- (2) 対象物件に連結される排水管清掃
- (3) オゾン発生器機器類の点検
- (4) 消耗部品（保水材・油分吸着材）の交換
- (5) 総合動作点検、対象物件及び周辺の簡易清掃

駐車場料金システム保守業務仕様書

1 業務概要

高志の国文学館の有料駐車場運用のための駐車料金管制システム一式の保守点検業務

2 対象物件

(1) 全自動料金精算機	2台 (南1台、東1台 AP390)
(2) 駐車券発券機	2台 (南1台、東1台 TD390)
(3) カーゲート	4台 (南2台、東2台 GT651)
(4) アームキャッチャー	4台 (南2台、東2台)
(5) ループコイル	8本 (南4本、東4本)
(6) 出庫注意灯 (表示灯)	2機 (南1機、東1機)
(7) インターホンボックス	2台 (南1台、東1台)
(8) 認証機	3台
(9) 駐車場監視盤・制御盤	1式

3 点検内容

- (1) 外観チェック及び清掃、機器内部清掃
- (2) モーター・ベルト・ギア・ローラー・バネ等駆動部の動作チェック及び調整
- (3) 電圧測定、コネクタ類チェック、プリンター印字チェック、時刻調整
- (4) タッチ液晶パネル、スイッチ類、センサー類の動作確認及び調整
- (5) 硬貨・紙幣リーダーテスト、磁気ヘッド清掃
- (6) 実車による入出場動作確認

4 保守点検実施回数

年2回

受付業務仕様書

1 業務内容

快活で穏健、健康な者を受付案内員として2名程度文学館に勤務させ、受付案内業務等を行うこと。採用にあたっては、県（文学館）と協議を行うこと。

2 業務実施日

- (1) 業務日は休館日を除く毎日とする。
- (2) 業務時間は、文学館の展示開館時間である9時30分から18時に対応できるよう指定管理者で定めること。ただし、臨時的に開館時間を延長する際には、業務員を臨時的に配置し対応すること。

3 業務の内容

- (1) 来訪者の受付及び案内
- (2) 文学館見学者の案内
- (3) 受付用電話の応対
- (4) 観覧券の発行
- (5) ミュージアムショップの管理、販売整理
- (6) 喫茶コーナー(文学館カフェ)の運営

4 その他必要事項

- (1) 来訪者の受付及び案内は、親切丁寧を第一とすること。
- (2) 電話の応対は、簡潔丁寧であること。
- (3) 見学者の案内は、要領よく懇切であること。
- (4) 服装は、端正かつ清潔感のあるものであること。
- (5) 態度は、常時品良く、柔らかであること。
- (6) 雑談を慎み、持場からみだりに離れないこと。
- (7) 業務により知り得た事項は、他に漏らしてはならない。
- (8) ミュージアムショップで取り扱う商品等については、県と協議・相談のうえ選定すること。

保険加入仕様書

加入すべき保険については、下記の内容以上のものとする。

名称	内容		
施設賠償責任保険	対人賠償限度額 1名につき 3000 万円 1 事故につき 1 億円	対物賠償限度額 1 事故につき 500 万円	
見舞金保険	死亡 被災者1名につき 50 万円 後遺傷害 被災者1名につき 2～50 万円 (後遺障害の程度による)	入院 被災者1名につき 7 日以内で 2 万円 7 日を超える入院期間 についても加入すること。	通院 被災者1名につき 7 日以内で 1 万円 7 日を超える通院期間 についても加入すること。
自動車損害賠償責任保険	対人賠償限度額 3000 万円		
自動車任意保険	対人賠償限度額 無制限	搭乗者賠償限度額 1 名につき 1000 万円	対物賠償限度額 1000 万円